

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第3回)(案)に対する意見の概要

資料 3 - 1

パブリックコメントの方法

関係省庁が自主的に点検を行った結果について、9月9日～9月29日(計21日)に一般からの意見募集を行った結果、6の個人または団体からの意見が提出されました。意見の概要及び提出者の属性等は、以下のとおりである。

1. 全般

整理番号	ご意見の概要	対応
050910-1	施策方法は、総務省発表の「各省の政策や事業の効果を点検する政策評価制度について、評価結果を確実に予算要求へ反映させ、根拠となるデータについては外部が検証できるように公表を徹底することなどを柱とした制度見直し案の概要をまとめた。」という内容の「政策評価に関する基本方針」に沿った形で効果実証検証が可能な方法や、効果が認められる方法等に絞った形で行われるのでしょうか。	政策評価については、生物多様性に関する政策についても各省庁において「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「政策評価に関する基本方針」等に基づき取りまとめ、国会に提出するとともにホームページにおいても公表しています。
050929-2	生物多様性保全のための予算を確保するための新たな仕組みについて検討する。	今後の参考とさせていただきます。
050929-2	次期生物多様性国家戦略の策定に当たっては、進捗状況の速度を評価することができるよう、適切な数値目標を設定する。	今後の参考とさせていただきます。
050929-2	生物多様性の回復・持続可能な社会の構築を、国の中心課題と位置付けた新法の制定、及び国全体の法体系の見直しに向けた検討を行う。	人と自然が共生する社会を政府全体として目指すトータルプランとして「新・生物多様性国家戦略」が位置付けられており、本戦略に基づいて、生物多様性に関する施策を推進しているところです。
050929-3	関連する法律や施策の目的の中に生物多様性の確保という概念を導入していくこと、今後の課題として、生物多様性条約の国内法となる「生物多様性基本法」といった新法制定に向けての取り組みを掲げていただきたい。	人と自然が共生する社会を政府全体として目指すトータルプランとして「新・生物多様性国家戦略」が位置付けられており、本戦略に基づいて、生物多様性に関する施策を推進しているところです。

2. 点検の方法について

整理番号	ご意見の概要	対応
050929-2	政府の次年度の各種施策に確実に反映できる時期までに、中央環境審議会等の意見をまとめる。	本点検では、前年度及び進捗の大きい施策については今年度の夏までに実施された施策の状況の点検を行っており、このような時期にとりまとめられており、できる限り当該年度の早い時期にまとめるよう努めているところであります。意見については、今後の参考とさせていただきます。
050929-2	国民からの意見に対し、政府としての対応方針を示す。	意見への対応方針について、合同部会に報告し、公表することといたします。

050929-2	環境保全型農業等の主要な施策については、現地調査を実施し、施策の生物多様性保全上の効果を、評価することができるようにする。	各施策の効果等については、各省庁において「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき、政策評価を実施しております。 なお、本点検に当たって、昨年度は、河川、公園緑地、港湾、今年度は、農業、河川及び森林について、中央環境審議会委員による視察を実施しました。
050929-2	環境NGOを含めた分野ごとの点検委員会を設置し、詳細な点検ができる体制を整備する。	本点検については、専門家、NGO関係者の含まれる様々な専門分野の有識者から構成される自然環境・野生生物合同部会への報告を行っております。 ご意見については、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。

「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回及び第2回)」を踏まえた施策の方向について(意見)への対応状況

1. 生物多様性及び新国家戦略の理念の深化と普及啓発について

整理番号	ご意見の概要	対応
050929-3	初等中等教育の教科書や副読本等に生物多様性と国家戦略の理念が明記され、次代の子供たちに現状が正しく伝えられるようにしていただきたい。	現在、学校の先生や専門家の意見を伺いながら中学生等向けの生物多様性に関するハンドブックを作成しており、子供たちへの普及啓発への取組も進めております。

生物多様性の危機への対応

2. 「第2の危機」への対応

整理番号	ご意見の概要	対応
050929-3	田んぼの生き物調査などを通して、地域の人々による生物種や生態系の保全の重要性の認識が広がっております。国としても、田んぼの冬季湛水や無農薬栽培等の地域活動を支援し、食の安全と生物多様性の保全および地域社会の活性化がいわば「三位一体」として推進されるように、関係機関の連携を進めることを望みます。	農林水産省では、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料・農薬等の使用等による環境負荷の軽減に配慮することが重要との観点から、環境保全型農業を全国的に推進しているところです。このような環境保全型農業の推進により、農業生産がより環境と調和したものとなることによって、水田や湖の生物の保護など生物多様性の保全にも資するものと考えています。 また、農村地域における自然環境保全・再生活動の支援や優良事例の表彰、自然と共生した農村づくりを進めるためのシンポジウムの開催等による情報提供を行っております。 ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

3. 「第3の危機」への対応

整理番号	ご意見の概要	対応
050928-1	両生類が受ける外圧は外来生物による捕食かと思えます。具体的な外来生物種としてはアメリカザリガニとアライグマでしょう。特にアライグマは三浦半島のサンショウウオ個体群にかなりのダメージを与えており早急な駆除を行わないとすでに日本の全ての都道府県で確認される事もあり危惧される状況です。	沖縄・奄美において直轄事業でマングースの防除を進めているほか、平成17年度より、環境省として優先的に取り組むべき種及び地域を対象に、防除モデル事業を実施しています。神奈川県のアライグマについても防除モデル事業の対象となっており、生態系等への被害の軽減を目指すと同時に、他地域における防除の参考となる防除の指針作りを行います。
050929-3	特定外来生物法が制定されたことは前進ですが、指定種が少なすぎるという問題があります。規制は緩やかでも、もっと幅広く多くの種に対して、輸入、飼育栽培、遺棄の禁止をとれるような仕組みも別途必要と考えられます。また、国内種については地域個体群の遺伝的かく乱をふせぐため、みだりに移動、遺棄しないことの啓発普及活動の推進を望みます。	外来生物法の施行時には37種類が規制対象でしたが、引き続き第二次選定の作業を進めており、第三次以降の選定作業も検討しております。国内種の移動問題に対しても普及啓発等、適切な対策の方法を検討して参ります。

主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

5. 野生生物の保護管理

整理番号	ご意見の概要	対応
050928-1	止水性サンショウウオなどの種類は、国立公園等の自然が豊かな場所ではなく、標高100前後のいわゆる里山に生息し、様々な絶滅への外圧を受けています。その第一の要因としては開発がやはり一番で里山では宅地化、ゴルフ場、施設の建設により全滅します。流水性種等の標高の高い自然豊かな場所に棲む種は、トンネルや林道、砂防ダムの建設によりその姿を消しています。保護区域を指定するだけでは両生類は守る事は出来ないでしょう。指定区域付近での一切の開発の禁止なくして保護はありえません。	里地里山について、保全・再生に係る事業及び文化財指定等を推進し、その保全・再生を図るよう努めてまいります。また、環境影響評価、保護地域の指定等、各種施策の実施により、両生類を含む生物多様性の確保をより推進して参ります。
050928-1	全ての両生類を採集禁止にしたり飼育自体を制限するのはよくないと思いますが、金銭目的で個人や業者が根こそぎ採集する事につながる商用採集は禁止しないと絶滅に拍車をかけることになるであろうと思われます。	アベサンショウウオについては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づく国内希少野生動植物種に指定し、その捕獲、採集等について規制をしております。その他の種については、種の置かれた状況を注意しつつ、必要に応じて種の保存法に基づく指定を検討していきます。また、自然公園法に基づく国立・国立公園の特別保護地区内では、両生類を含む動物の捕獲を規制しています。
050928-2	「海洋生物資源の保全および持続的利用」では、特にクジラ類について顕著であるように、施策展開に生物多様性保全の視点が欠け、多様性保全にかかわる積極的な施策がない。水産庁のように産業推進を旨とする省庁に対しては、環境省が本条約の主旨を十分理解し、施策を実行するように指導できるだけの権限を持つことが必要ではないかと感じました。	生物多様性国家戦略を人と自然が共生する社会を形成するための国のトータルプランと位置付け、環境省をはじめとした関係省庁が連携し、実現に向けて各種施策を実施しています。

050928-2	沿岸の小型鯨類の多くが生息状況を十分把握されていない状態で、資源利用がむずかしいものについては調査すら満足にされていない。	沿岸の主な小型鯨類については、調査船や航空機を用いた調査を実施しており、資源水準や資源動向を把握しています。
----------	---	--

7. 効果的な保全手法等

整理番号	ご意見の概要	対応
050929-3	野生動物の生息地をおびやかす道路建設や干潟の埋め立てなどの公共事業が、依然として生態系への配慮なく進められています。「時のアセス」の導入、また戦略的アセスの制度化が望まれます。	公共事業については、平成10年度から事業の再評価制度を導入し、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するなどしています。 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある公共事業については、環境影響評価法等に基づき審査を行い、事業に係る環境の保全について、生態系の観点も含め、適正な配慮がなされるよう措置しています。 また、戦略的環境アセスメントについては、現在、その導入に向け、廃棄物分野の試行ガイドラインの作成などの取組を行っているところであります。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。

具体的施策の展開に関する点検結果

1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

整理番号	ご意見の概要	対応
050912-1	河川に生息する生物は流水を必要とし、その流水が様々な生物の多様性均衡を保っていることが河川に生息する生物の生存の条件であり、これまでの人間の視点で生物の保護をするのではなく、改めて河川に生息する生物の視点となって保護をしていくことが絶滅危惧種を救える方法だと認識する必要があります。	今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。

2. 横断的施策

整理番号	ご意見の概要	対応
050929-3	<p>種の保存法は制定後13年を経ており、社会的変化に応じて大幅な改正が必要と考えられます。2004年に「適正な譲渡規制が行えるように種の保存法の一部改正を行った」と記されていますが、これは登録の認定機関の規制緩和という側面があり、この程度の改正でよしというものではありません。しかも登録証の偽造や不正登録事件が発生しており、規制の強化が必要です。依然として野生生物の違法輸入や密輸、密売が多発しており、目にあまるものがあります。ワシントン条約の国内法として、より厳しい規制がなされるべきと考えます。</p>	<p>ご指摘の種の保存法改正では、国際希少野生動植物種の個体等の登録事務を、公正性且つ専門性を備えた機関が登録及び認定事務を行えるようにしたもので、登録制度及び特定国際種事業のより厳格な管理のために重要な法改正です。ワシントン条約付属書 掲載種は国際希少野生動植物種に指定し、譲渡し等を原則禁止しており、本邦内で繁殖したもの、条約適用前に取得したものなどのみ登録が可能で、登録された個体等のみ取引を可能にしており、現在の社会情勢に即した厳格な制度であると考えます。登録に係る審査は専門性を有する登録機関が公正且つ慎重に実施してきたところですが、不正登録事件については、現在捜査中であり、今後明らかにされる不正登録にかかる詳細情報を踏まえ、改善点を検討する所存です。また、希少野生動植物種の国内での違法取引の防止のため、立入検査を実施するとともに、警察等関係機関と連携して違法取引の摘発を行っているところであり、今後もこのような法執行の強化を図っていく所存です。</p>
050929-3	<p>国内種については、西日本のツキノワグマのように孤立している地域個体群についても種指定ができるようにするべきと考えます。</p>	<p>ツキノワグマ等の鳥獣については、絶滅のおそれのあると考えられる地域個体群等については環境省が発行するレッドデータブックに掲載するとともに、関係する都道府県では必要に応じて「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定し、適切な保護管理の推進に努めているところであり、国としても特定鳥獣保護管理計画の策定を支援しています。</p>
050929-3	<p>現行の鳥獣保護区の設定が地域住民の合意形成にもとづいて指定されているとは限りません。民主的な手続きにより鳥獣保護区の指定がなされるならば、大幅な保護区の拡大が可能となるでしょう。それがなされないのであれば、狩猟の場については、地域住民にとってもハイカーや登山者にも危険な「全国どこでも狩猟ができる」という現行の制度(乱場)を改め、「許可された場所でのみ行う猟区制度」に転換するべきです。</p>	<p>鳥獣保護区の指定にあたっては、公聴会、パブリックコメント等を通じて、幅広い方からご意見を伺っており、今後とも合意形成のもと進めて参ります。</p>
050929-3	<p>罾の規制緩和により、とらばさみや箱罾などが安易にホームセンターで販売され、狩猟免許も有害捕獲の許可もない者がわなをしかけ、野生動物を無差別殺傷しています。ツシマヤマネコやオオタカなどの絶滅危惧種までも、狩猟用の罾(とらばさみ)にかかって死んでいることが報告されています。狩猟用具の中でも特に罾は、種を選ばずに無差別に捕獲、殺傷するもので、地域の生態系にも悪影響を及ぼします。とらばさみの禁止、罾の規制の強化、および混獲の防止対策が必要です。</p>	<p>今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>

050929-3	<p>漁業用の定置網等においても、ジュゴンやウミガメ、イルカ、海鳥などの混獲防止対策の研究開発がなされるよう望みます。</p>	<p>漁業に伴い非意図的に採捕される海洋生物の保護を図るため、(独)水産総合研究センター、(社)日本水産資源保護協会等を通じて、その削減のための技術開発を進めております。なお、ジュゴンにつきましては、混獲された場合、速やかに網から逃がすためのガイドラインを整備し、その普及啓発に努めております。また、一部の海鳥類(ウミガラス、エトピリカ)についても、混獲防止のための普及啓発などに努めております。</p>
050929-3	<p>特定計画では、生息地管理、被害対策、個体数調整の3つの施策が連携して行われる必要がありますが、現状ではかなり困難な状況です。計画の策定段階ばかりではなく、実施からモニタリングに至るまで関係部署、野生生物の研究者や自然保護団体、地域住民等が連携して、継続的に取り組んでいくことのできる施策が講じられるように望みます。また、特定計画が策定されていても、依然として有害捕獲が行われています。かつて環境省が特定計画制度を定める際に公約したように、捕獲権限を都道府県にもどし、きちんとした捕獲情報を集めるなどして「野生鳥獣の科学的・計画的保護管理」の推進に資していただきたい。</p>	<p>今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
050929-3	<p>サルやクマなどの動物種については、安易な餌付けややみくもな有害駆除がかえって被害を拡大させてきた側面があります。その場限りの駆除に終止し、被害防止対策の費用対効果の測定や生息状況のモニタリングなどがほとんど実施されていません。野生生物の保護管理研究と農林業被害対策部門との情報交換や協力体制によるより有効な対策が望まれます。</p>	<p>今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
050929-3	<p>かつての日本では、海洋生物は略奪すべき資源とみなし、ラッコやアホウドリを乱獲によって絶滅においやってきました。その方針は今でも変わらないようで、イルカやクジラなどは依然として水産資源としてしか見なされず、海洋生態系を構成する野生動物としての保護の取り組みがなされていません。今後の課題として、海洋生物についても生物多様性の観点からその保全の施策がなされるように望みます。</p>	<p>我が国は、科学的根拠に基づく持続可能な利用の原則に基づき、資源状況に関する情報を収集・分析し、その結果を十分に踏まえ、資源の保護を図りつつ海洋生物を利用していくこととしております。また、漁業は本来、生態系の中の一部を利用しているものであり、生物の多様性が健全に維持されていることを前提として成立している産業であることから、海洋生態系の保全と海洋生物の持続的利用を一体的に進めて参ります。</p>
050929-3	<p>現在、さまざまな外国産の野生動物がペットとして輸入販売されています。これらの多くが飼育困難となると野外に捨てられ、問題を引き起こしています。動物愛護管理法では、遺棄が罰則の対象となる動物は哺乳類、鳥類、爬虫類までで、両生類や魚類(鑑賞魚)、昆虫類等は対象外となっています。遺棄の禁止は、すべての飼育動物に及ぶという方針で施策を講じるべきと考えます。</p>	<p>遺棄の防止等、動物の適正な飼育について、より一層の普及啓発を進めて参ります。</p>

050929-3	<p>2005年に改正された動物愛護管理法では、動物を販売・展示・保管等する業者を登録制とし、登録の要件と動物の飼育管理基準を定め、登録の拒否および登録の取り消しができるようになりました。動物の売買を規制する法律として種の保存法、鳥獣保護法、特定外来生物法などがありますが、動物愛護管理法は業そのものを規制することができます。野生動物の密輸、密売を防止するためには、関連法において違法に対象動物を売買した業者を営業停止(登録の取り消しなど)できるようにされることを求めます。</p>	<p>種の保存法等における違反行為を動物取扱業の営業停止等の要件とすることについては、多くの検討すべき課題があると考えています。</p>
----------	---	--

意見提出者(団体)の属性

整理番号	所属団体	個人・団体の別	都道府県	意見提出法
050910-1		個人	岐阜県	メール
050912-1		個人	島根県	メール
050928-1		個人	東京都	メール
050928-2		個人	埼玉県	メール
050929-2	(財)日本生態系協会	団体	東京都	メール
050929-3	地球生物会議 ALIVE	団体	東京都	メール